

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第36号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年3月16日 14時20分ごろ
発生場所	香川県高松市女木島 <sup>めぎ</sup> 東方沖 女木港鬼ヶ島防波堤灯台から真方位047° 2,300m付近 (概位 北緯34° 24.14' 東経134° 04.28')
事故等調査の経過	平成27年3月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	石材砂利運搬船 第十八栄福丸 <sup>えいふく</sup> 、494トン
船舶番号、船舶所有者等	131880、日の本海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長及び機関員ほか4人が乗り組み、船長が見張りと操船につき、機関員が舵輪後方の椅子に腰を掛けて見張りに当たり、約9ノットの対地速力で自動操舵により女木島東方沖を南進した。 船長は、GPSプロッターに入力した予定針路線上付近を航行していると思い、同画面を確認せずに航行していたところ、平成27年3月16日14時20分ごろ、本船が女木島東方沖に拡張した浅瀬に乗り揚げた。 本船は、18時ごろ、潮位の上昇により自力で離礁し、着岸予定地の高松市香西港に向かった。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 1 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	本船は砕石約900tを積載し、本事故時の喫水は、船首約2.3m、船尾約4.6mであった。 船長は、3海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させていた。 船長は、平成23年6月から、月に7日間は船長、その他は一等航海士として雇い入れられていたが、平成26年1月から船長として雇い入れられていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、女木島東方沖を南進中、船長が、GPSプロッターに入力した予定針路線上付近を航行していると思い、船位の確認を行わなかったことから、女木島東方沖に拡張した浅瀬に向かっていていることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、女木島東方沖を南進中、船長が、GPSプロッターに入力した予定針路線上付近を航行していると思い、船位の確認を行わなかったため、女木島東方沖に拡張した浅瀬に向かっていていることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レーダー及びGPSプロッターを有効に活用し、自船の位置を確かめながら航行すること。</li> </ul>